2　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

(1)　一の搬送波を送信する送信装置

チャネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五MHz	一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・五dBm以下の値
	一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・五dBm以下の値
	五MHz以上六MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五dBm以下の値
	六MHz以上一〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二三・五dBm以下の値
一〇MHz	一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一六・五dBm以下の値
	一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・五dBm以下の値
	五MHz以上一〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五dBm以下の値
	一〇MHz以上一五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二三・五dBm以下の値
一五MHz	一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一八・五dBm以下の値
	一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・五dBm以下の値
	五MHz以上一五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五dBm以下の値
	一五MHz以上二〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二三・五dBm以下の値
二〇MHz	一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一九・五dBm以下の値
	一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・五dBm以下の値
	五MHz以上二〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五dBm以下の値
	二〇MHz以上二五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二三・五dBm以下の値

注　離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

(2)　連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の搬送波の中から連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあっては、当該連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組合せ及び中欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値以下であること。

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五MHzと五MHzの組合せ	一MHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一六・四dBm以下の値
	一MHz以上五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）八・五dBm以下の値
	五MHz以上九・八MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五dBm以下の値
	九・八MHz以上一四・八MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）二三・五dBm以下の値